

- 令和8年3月に国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ドライバーモニタリングシステム※¹に関する国際基準が成立し、令和8年10月の発効に合わせて、国内基準に取り入れる。

※¹ カメラ等を使用して眠気や脇見を検知し、運転者の状況に応じて警報音等で注意する装置

主な要件

○ 眠気の警報に関する要件（UN-R182）

- 速度が70km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
（上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ドライバーの眠気が一定の水準に達した場合に警報すること

○ 脇見の警報に関する要件（UN-R183）

- 速度が20km/h以上において作動すること
- ドライバーの視線を監視し、
次の場合にドライバーに対して警報すること
 - ✓ 50km/h以上かつ手元※²を3.5秒間注視している、
 - ✓ 20km/h超～50km/h未満かつ手元を6秒間注視している

※² 運転者から見て前方左右55° 以内で、下方30° より下の領域（窓の部分除く）

ドライバーモニタリングシステムのイメージ



対象車両

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

適用時期

新型車：令和13年9月 ／ 継続生産車：令和15年9月